

広報しもいち

4 2023年
No. 707

S H I M O I C H I

下市あきつ学園開校



下市あきつ学園

施政方針

令和5年第2回町議会定例会が開かれ、はじめに町長が令和5年度の施政方針を説明しました。町の運営はどのように進められるのか、5つの重点施策についてお知らせします。

1 「教育・子育てのまちなまち」

子育て世代にとって「魅力的なまち」となるためには、「教育の充実」と「子育て施策の充実」は欠かせないことだと考えております。

まず「教育の充実」につきましては、令和5年度は「町立下市あきつ学園」が、小中一貫義務教育学校として開校し、下市の歴史に新たな1ページを加えることとなります。「自由な校風」「未来志向」「絆づくり」の3つを基本理念とした9年間の一貫した教育を行ってまいります。多様性に配慮して自由服を採用することや、グループ担任制にすることなど、一人一人の子どもに応じたサポートを重視してまいります。そして、郷土とSDGsを学ぶ課題解決型授業「下市学」に取り組み、ふるさとを大切に思う気持ちを育てながら、主体的に学ぶ力をはぐくみたいと考えております。

こども園につきましては、あきつ学園との連携を重視し、小1プロブレムとよばれるギャップを少なくし、プログラミング教育の基礎などの体験学習を、発達年齢に応じて実施するなど、教育・保育の充実を進めてまいります。

社会教育につきましては、創

意工夫しながら、豊かな生涯学習の灯を消すことのないよう取り組んでまいります。

下市観光文化センターにつきましては、竣工後30年以上が経過し、設備の老朽化が進んでおります。そこで、空調機器を中心に第1期大規模改修工事を実施し、町民の皆さまが快適に利用できる環境づくりに取り組んでまいります。

次に「子育て施策の充実」につきましては、令和5年8月から、子どもの医療費助成を高校生まで拡充すると共に、自己負担分の助成も行うことで、子ども医療費の実質無償化を実現してまいります。また、出産から子育てを一貫して支援するため、保健師・精神保健福祉士等の伴走型支援を拡充させると共に、新たに出産・子育てを応援する給付金の支給を行ってまいります。さらに、下市あきつ学園及び下市こども園に在籍するすべての園児・児童・生徒の給食費の無償化を行ってまいります。子どもたちにとって成長の基盤はまず身体づくりです。ご家庭の負担なく食事ができ「食育」を学べる環境を、町として提供していきたいと考えております。

2 「賑わいのあるまちづくり」

栃原地区を始め、平原地区、才谷地区、仔細草谷地区、広橋地区、丹生地区、下市都町地区など地域が主体性をもって取り組む元気な地域づくり事業が増え、様々な工夫をしながら継続されており、交流や地域内消費にもつながっています。今後も地域力の向上に向け共に取り組んでまいります。

移住定住対策につきましては、若者世帯が町内で新築する住宅建設費に対する補助、新築の民間賃貸集合住宅に入居した場合の補助などを引き続き行ってまいります。

農林業につきましては、新規就農者への支援、森林整備員の育成支援などと共に、猟友会の協力により、猪・鹿に加え、新たにハクビシン・アナグマなどの小動物の捕獲駆除を行ってまいります。

「下市あきつ学園」の開校に伴い、学校としての役目を終える「下市中学校」をリングロー株式会社「地域交流・地域DXの拠点『下市集学校』として、「旧下市南小学校」を株式会社パルグループホールディングス「観光誘客・地域交流の拠点」として新たに活用されます。これらの新たな賑わい拠点を

運営する事業者に加え、商工会、観光協会などの町内団体、地方創生等の分野で下市町と連携協定を締結している株式会社南都銀行、ならこぽ、佐川急便株式会社、ミズノスポーツサービス株式会社、損害保険ジャパン株式会社、奈良女子大学、近畿大学などと共に「下市町賑わい創出協議会」を立ち上げ、誘客・地域交流の促進、雇用の創出、地場産業・農林業の活性化、移住定住の促進といった下市町全体で賑わいを生み出す取組を進めてまいります。

このような活動に加え、SNSでの情報発信、タウンプロモーション、リモート交流会などを通して、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口の増加も図ってまいります。

3 「安全・安心なまちづくり」

令和7年度には団塊の世代が後期高齢期を迎え、さらに令和22年度には団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢人口がピークを迎えます。

町におきましても、誰もが安心して住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるように、医療、福祉、介護、予防、住まい、生活支援などを包括的に提供で

きる重層的支援体制の構築を行ってまいります。また、人生100年時代を見据えた健康寿命の延伸を目指し、後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業として、医療・介護のデータから高齢者の健康課題を把握し、健康状態に課題がある方や、フレイル予防が必要な方などに対する個別保健指導や健康教育・相談等を新たに実施してまいります。

高齢者等の外出支援につきまして、住民ニーズを反映し、タクシー利用券の交付枚数を26枚から30枚に増数し、利用者負担について1000円から最大でも2,000円程度でご利用いただけるよう見直しを行っています。

いきいき百歳体操や高齢者いきいきサロンにつきまして、民間事業者との連携やデジタル技術の導入など、更なる充実に向け取り組んでまいります。また、県内で初めてならコープとの連携により、誰でも気軽に利用できる健康づくりの拠点として「下市健康ステーション」の開設を行ってまいります。

健康相談をはじめ、介護・メンタルヘルス等の相談を、看護師・臨床心理士などが24時間電話で対応する「もしも

し安全・安心ダイヤル事業」を引き続き実施し、誰一人取り残さない社会の実現を目指してまいります。

私たちが快適な生活を送る上で、生活道路をはじめ河川、橋梁、上下水道等の整備、維持管理は欠かすことのできないものであり、引き続き社会資本整備総合交付金などを活用し、継続的、計画的に事業を進めてまいります。上水道につきましては、県域水道一体化に向け奈良県広域水道企業団設立準備協議会で協議を進めると共に、残存する石綿管を中心とした老朽管の更なる更新を行ってまいります。

空き家対策につきましては、空き家バンク登録物件の改修補助、空き家の解体に対する補助や危険回避支援など迅速な対応に努めると共に、新たな法制度を活用した取り組みを進めてまいります。

火葬場につきましては、建設用地確保などのため、先ずごみ処理中継施設の整備を行ってまいります。

自然災害に備え、災害時に必要な物資の計画的な備蓄などの取り組みを行うと共に、地域防災の要である消防団や奈良県広域消防組合との連携を一層図りながら、防災力を高めてまいります。

4

「みんなで作る 下市町」

平成25年度から始めました町政に対して語り合う「タウンミーティング」は、コロナ禍において実施できない状況が続いておりましたが、昨年12月に中学生を対象としたタウンミーティングを開催することができ、「この町が好き」という言葉と共に、多くの貴重なご意見を頂きました。新年度には、多世代・多様な方々と語り合う魅力あるタウンミーティングを開催していくと共に、ウェブ会議なども活用し参加しやすい環境づくりを行ってまいります。

町にとつて人材育成は重要なことです。研修受講の推進、実践的な若手職員会議やファシリテイマネジメントプロジェクトチームの協議を通じた学びなど、町独自の人材育成などにより職員のマンパワー向上を図り、行政運営や町民サービスの更なる充実に取り組んでまいります。また、ウェブ会議・ハイブリッド会議の推進、行政のデジタル化などにより、利便性向上や業務の効率化を進めてまいります。

そして、町内の事業者や各種団体、にぎわい拠点運営者、

5

「持続可能な 行財政運営」

連携協定締結者、国・県、大学、銀行、メディアなど、下市町に関係する方々と町民の皆さまの連携推進とマンパワーの結集などにより、人口減少の中で次世代に継承できる、未来を見据えた取り組みを進めてまいります。

財政運営につきましては、人口減少及び高齢化、地価の下落等に伴い自主財源の根幹である町税の減少は続いておりますが、過疎対策事業債をはじめとする有利な財源措置のある地方債の計画的発行、事業の見直しや歳出の抑制、地方交付税の増額などにより、財政指標は健全化してまいります。しかし、今後においても大きな行政需要が生じることから、事業の見直しを進めてまいります。

町の自主財源の根幹をなす町税につきましては、引き続き負担の公平性を図る観点から徴収率の向上に努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、昨年度は全国の大勢の方から、多くの寄附を頂いたところであります。引き続き一人でも多くの方に応援いた

けますよう、ふるさと納税の趣旨を踏まえながら返礼品の更なる充実を図り、下市町の魅力の発信に努めてまいります。また、新たに企業版ふるさと納税を活用した事業推進にも取り組んでまいります。

最後に

下市町はまちづくりの大きな転換期を迎えています。様々な事業が進行し、多彩な連携が生まれ、賑わいのあるまちに向かって躍動しようとしています。このまちを次世代に引き継ぎ、持続可能なまちづくりを進める、SDGsの理念を町政運営にも取り入れ、まちづくりを更に進めてまいります。

「ふるさとが人を育み、人がふるさとを創る」、だれもが「このまちに生まれてよかった」「このまちに住み続けたい」「このまちに戻りたい」「このまちを新たなふるさとにしたい」と心から思える、そんな「元氣なふるさと下市」この実現に向け、下市町の町政運営に町民の皆さま、そして議員各位、町職員と一丸となって全力で取り組み、下市を前に進めてまいります。

下市町長 杵本 龍昭

議会だより

令和5年第2回下市町議会（定例会）が3月3日から10日までの8日間の会期で開かれ、上程された議案はいずれも原案どおり可決等されました。

- ・承認（1件）、条例制定（2件）、条例改正（3件）、協議（1件）、補正予算（4件）、予算（6件）、同意（1件）、発議（1件） 計19件
- ・5名の議員より一般質問

議案

- ▼専決処分した事件の承認について（令和4年度下市町一般会計補正予算（第6号）について）
- ▼下市町個人情報保護法施行条例の制定について
- ▼下市町個人情報保護審査会条例の制定について
- ▼下市町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
- ▼下市町ごみ処理手数料条例等の一部を改正する条例
- ▼下市町国民健康保険条例等の一部を改正する条例
- ▼奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について
- ▼令和4年度下市町一般会計補正予算（第7号）について
- ▼令和4年度下市町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について
- ▼令和4年度下市町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- ▼令和4年度下市町水道事業会計補正予算（第3号）について
- ▼令和5年度下市町一般会計予算について
- ▼令和5年度下市町国民健康保険特別会計予算について
- ▼令和5年度下市町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- ▼令和5年度下市町介護保険特別会計予算について

一般質問

- 子ども医療費助成条例の拡充について
- 義務教育学校の安全対策について
- コロナ対策について
- 受動喫煙対策について
- 少子化対策について
- 高齢者の外出対策について
- 高年齢者の外出対策について
- 6月議会でお願いしました、外出支援対策のタクシーチケットの追加について
- 子ども医療費助成条例の拡充について
- 義務教育学校の安全対策について
- コロナ対策について
- 受動喫煙対策について
- 少子化対策について
- 高齢者の外出対策について
- 高年齢者の外出対策について
- 6月議会でお願いしました、外出支援対策のタクシーチケットの追加について
- 町職員の給料について
- 町営斎場の建設の進捗状況について
- 町職員人財育成・人材教育について
- 町職員が主催されている会議の進め方について
- 下市温泉秋津荘の運営について
- 若者・子育て世代・現役世代への定住促進事業の計画について
- 松田哲子議員から
- 下市温泉秋津荘・明水館の充実と活性について
- 通学における送迎バス運行と通学路の安心と安全を図るための整備について
- 今年4月開校の下市あきつ学園のトイレやあきつホールの活用について
- 下市町地域福祉計画及び活動計画における重層的支援や障害のある方々の避難対策について
- 尾上治吉議員から
- 令和5年4月開校予定の「下市あきつ学園」について
- 下市町の今後について



上東 祥浩 氏

下市町議会の個人情報保護の保護に関する条例の制定について

上東祥浩氏を任命することに同意されました。

※予算の詳細につきましては、7ページをご覧ください。

下市町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

上東祥浩氏を任命することに同意されました。



下市あきつ学園開校

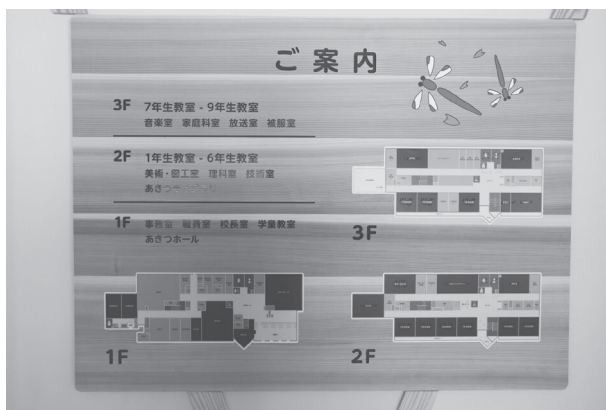
令和3年7月から開始した工事は、在校生や保護者、地域の方々、多くの皆さまのご協力により無事、校舎が完成しました。

そして、令和5年4月から、小中一貫義務教育学校「下市町立下市あきつ学園」が開校します。

「自由な校風」「未来志向」「絆づくり」の3つを基本理念とし、子どもが主体的に学び、本来の意味で生きる力をつけることができるような9年間の魅力ある教育活動を展開します。



1年生～9年生が一緒に使う昇降口



前期課程（1年生～6年生）教室が2階
後期課程（7年生～9年生）教室が3階



1階あきつホール



2階ホール



2階と3階をつなぐ大階段



初めて見る9年生のクラス掲示

2/24

下市町と近畿大学農学部との包括連携に関する協定書締結式

2月24日、下市町役場2階第1会議室で「下市町と近畿大学農学部との包括連携に関する協定書」締結式が行われました。

この協定は、町と日本有数の総合大学である近畿大学が相互に連携し、町の特性・地域資源、近畿大学の知見等を効果的に活用し、地域の課題解決に向けた取組を推進することを目的とするものであり、同学部と市町村が協定を締結するのは初めてのことです。

今後は、AI（人工知能）や情報通信技術（ICT、IOT）を活用したスマート農業の推進や、耕作放棄地の利活用など地域農業の持続的発展に関することに加え、賑わい創出や教育の推進に関することなどを連携していきます。

締結式では、これまでの主な連携活動などを説明された後、杵本町長と近畿大学農学部の森山部長が協定書に署名し、締結しました。



3/3

日本赤十字社 奈良県支部から 非常用トイレ貸与

3月3日、日本赤十字社奈良県支部から下市町に非常用トイレが貸与されました。

非常用トイレは、日本赤十字社奈良県支部への高額寄付者をはじめ、毎年5月に町民の皆さまからご協力いただいている寄付金などから、下市町分区分をはじめ県内19地区分区分に貸与されました。

非常用トイレは、避難所などでトイレが無い場所、またはトイレが不足する場所に一時的に設置される組み立て型のトイレです。今回貸与されたものはテント型になっており、中は車いすでも入れる大きさと、手すりも付いているので高齢者の方でも安心して利用していただけます。

毎年5月は赤十字社資募集期間となっております、皆さまの引き続きのご支援・ご協力をお願いいたします。



卒園式・卒業式

町内のこども園、小・中学校では、一回り大きく成長した子どもたちが卒園・卒業を迎え、下市小学校、下市中学校の最後の卒業式となりました。

きらきらと輝いた目で卒園、卒業証書を授与された子どもたちは、4月から新たなステージへと羽ばたきました。



下市小学校



下市こども園

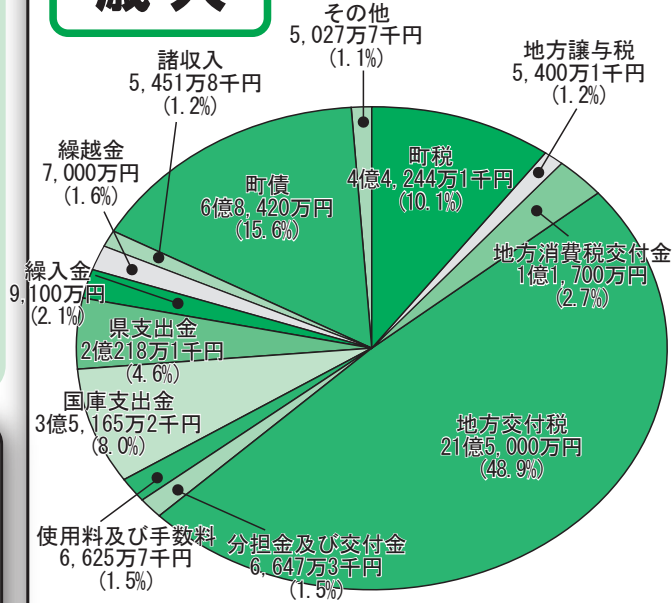


下市中学校

令和5年度 予算

令和5年第2回下市町議会定例会で令和5年度当初予算が承認されました。
一般会計予算は44億円で、昨年の当初予算額に比べて10億3百万円(18.6%)減額した予算規模となりました。

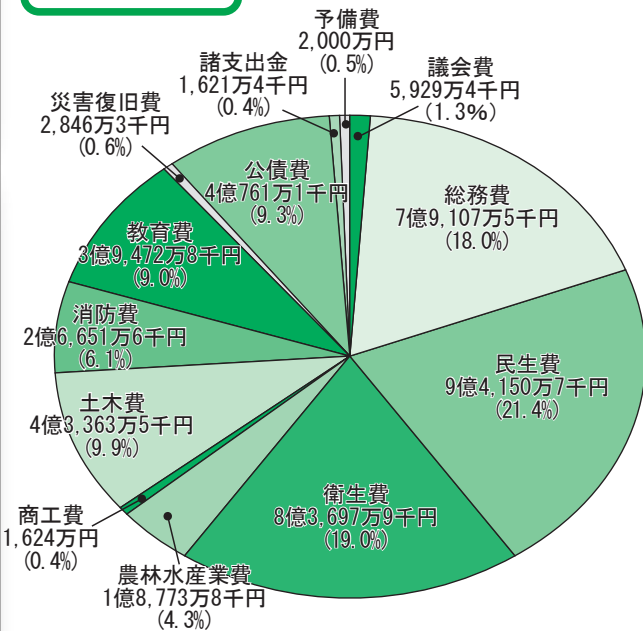
歳入



利子割交付金	50万円
配当割交付金	800万円
株式等譲渡所得割交付金	500万円
法人事業税交付金	400万円
環境性能割交付金	400万円
地方特例交付金	60万1千円
交通安全対策特別交付金	50万円
財産収入	607万6千円
寄附金	2,160万円
合計	5,027万7千円

一般会計 44億円

歳出



歳入
昨年に比べ町税収入は407万5千円の減となっています。

歳出
賑わい創出事業費として、3,600万円を計上。高齢者外出支援事業・障害者外出支援事業として、1,600万円を計上。下市こども園、下市あきつ学園の給食無償化事業として、1,800万円を計上しています。

会計別予算額

(単位:千円)

区分	予算額	対前年比率 (%)
一般会計	4,400,000	△18.6
特別会計	1,996,617	0.0
特別会計の内訳	国民健康保険	770,896 △0.6
	後期高齢者	123,918 △0.6
	介護保険	921,938 1.1
	下水道事業	179,865 △2.3
合計	6,396,617	△13.6

水道事業会計予算

(単位:千円)

		予算額	対前年比率 (%)
収益的	収入	305,258	△2.0
	支出	293,128	6.5
資本的	収入	142,710	82.0
	支出	321,425	21.3

第20回 統一地方選挙

奈良県知事選挙・ 奈良県県議会議員選挙

投票日 4月9日(日)
午前7時～午後7時まで
(町内16投票所にて)

告示日 知事：3月23日(木)
県議：3月31日(金)

期日前投票期間
知事：3月24日(金)～4月8日(土)
県議：4月1日(土)～4月8日(土)
午前8時30分～午後8時
(下市町役場1階ロビーにて)

下市町議会議員選挙

投票日 4月23日(日)
午前7時～午後7時まで
(町内16投票所にて)

告示日
4月18日(火)

期日前投票期間
4月19日(水)～4月22日(土)
午前8時30分～午後8時
(下市町役場1階ロビーにて)



開票はいずれの選挙も午後8時15分から予定しています(下市中央公園総合体育館アリーナにて)

投票日当日の投票終了時刻が**午後7時まで**に変更となります

町選挙管理委員会では、期日前投票制度の定着、選挙結果周知の迅速化、投票立会人の負担軽減等を踏まえ当日投票所の閉鎖時刻を午後8時から午後7時に1時間繰上げを行います。期日前投票はこれまでどおり、午後8時までとなります。

	場所	投票時間
選挙投票日当日	入場券に記載の各投票所	午前7時～午後7時
期日前投票	下市町役場 1階ロビー	午前8時30分～午後8時

詳しくは、広報3月号の折込チラシをご覧ください。

下市町議会議員選挙 立候補届出受付

届出日時 4月18日(火)
午前8時30分～午後5時

届出場所 下市町役場2階 第一会議室

※3月1日に立候補予定者説明会は終了しています。

説明会に参加していない方で立候補を予定している者は、必ず事前に選挙管理委員会事務局に連絡してください。



問合せ 選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎ 52-0001 (代表)

賑わい創出コーディネーターを募集します

下市町では、旧下市南小学校や下市中学校をはじめとする未活用公共財産の民間事業者による利活用が同時に進み、新たな賑わい拠点が開設します。新規・既存の賑わい拠点と共に、産・官・学・地域が連携し、一体となって下市町全体の賑わい創出に取り組む「下市町賑わい創出協議会」を令和5年春頃に立ち上げを予定しています。

そこで、協議会運営を専任的に担う「賑わい創出コーディネーター」を募集します。

業務内容 町全体の賑わい創出事業の企画、運営等に対する支援
各賑わい拠点のコンセプト実現に資する取組に対する支援
各賑わい拠点における賑わい創出事業に対する支援
協議会の事務局運営

募集対象 下記（１）～（７）のすべてを満たす方
（１）高等学校卒業者若しくは同等以上の学力を有する方
（２）地域の特性や風習を尊重し、地域住民とコミュニケーションを図れる方
（３）心身共に健康で誠実に職務を行うことができる方
（４）普通自動車免許を取得している方
（５）活動に際して法令を遵守し、職務命令等に従うことができる方
（６）土日及び祝日の行事参加や夜間の会合など不規則な勤務に対応できる方
（７）パソコンを使用できる方

ただし、地方公務員法第16条に該当する方は受験できません。

雇用形態 下市町の会計年度任用職員
期 間 1会計年度を超えない範囲（任用開始日から3月31日まで）
※任用1年目の9月末までは条件付採用とし、条件付期間中に良好な成績で職務を遂行したときに正式に採用します。
※年度を超えて再度任用する場合があります。（2回まで）

受付期間 4月3日（月）～4月21日（金）

申込・問合せ 総務課 ☎ 52-0001（代表）

梅の里山まつり

3月19日、広橋梅林で「梅の里山まつり」が行われました。

同まつりを主催するのは広橋梅林育成組合で、都市部との交流促進や地域おこしを目的としており、4年ぶりの開催となりました。

青空市やスタンプラリー、茶粥の販売、観光協会の物産店、下市集学校の紹介ブースの設置等が各所で実施され、県内外から訪れた多くの観光客をもてなしていました。



入学・就職等で引越しする時は、 正確な住所の届出が必要です

正当な理由なく住所の異動届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。

- **住所の異動届（転出届、転入届、転居届等）**は
国民健康保険及び国民年金の資格の確認や
選挙人名簿への登録などにつながる**大切な手続き**です。

- 本人確認書類となる
**マイナンバーカードの住所記載も
最新のものにする必要**があります。



Q 引越して住所を異動する時の手続き方法は？

引越し前（転出届）



今住んでいる市区町村役場で
転出の手続きを行い、
転出証明書を受け取る



引越し先（転入届）



引越し先の市区町村役場で
転出証明書を添えて、
転入の手続きをする



マイナポータルから
オンラインで転出手続き
*電子証明書搭載のマイナンバーカードが必要



引越し先の市区町村役場で
マイナンバーカードを提示し、
転入の手続きをする



転入の手続きは、転入した日から14日以内に行ってください

問合せ 住民保険課 IP 68-9063（直通）

国民健康保険傷病手当金について

この手当金は、国民健康保険に加入されている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のために勤務できなかった期間に支給されるものです。

支給を受けるためには申請が必要です。申請方法または支給要件など詳しい内容の確認は下記までお問合せ下さい。

【適用期間】 令和5年5月7日（日）まで

問合せ 住民保険課 IP 68-9063（直通）

地域づくり推進課からのお知らせ

イノシシ・シカによる被害でお困りの農業者の方へ

農地における農作物生産の被害防止のため、侵入防止柵を設置する場合において、購入資材に要する経費の補助を行います。

資材を4月以降で購入し設置される予定の方は、事前に地域づくり推進課に申し込みをして下さい。
なお、予算には限りがありますのでお早目の手続きをお願いします。

【補助対象経費】 資材費（ワイヤーメッシュ柵、電気柵等にかかるもの）
【補助額】 資材経費の2分の1以内、上限6万円まで

※予算に達し次第、受付を終了させていただきます。

令和5年度 下市町地域づくり団体(地域がこぞって元気なまちづくりを行う団体等)募集

下市町では、元気なまちづくりを行い、地域の活性化を目的とした活動を実施する団体に対し、助成を行っていますのでご応募ください。

助成対象となる団体

- (1) 町内で住民活動を行っている団体
- (2) 原則として5名以上の構成員で構成されている団体
- (3) 規約又は会則を持ち、かつ継続的な住民活動が行われ、または行われることが見込まれる団体等

助成制度の概要

①活動事業費助成金

※対象経費は、事業実施に伴う経費であり、単なる運営経費は対象外

②活動スタート支援助成金 1団体1回限り

(設立後2年以内または設立見込みの団体に限る)

助成対象経費×3/4以内 10万円を上限とする。

募集期間

4月3日(月)～

※今年度予算額がなくなり次第応募終了といたします。

※詳細な説明等は、お電話でお問い合わせください。

「火入れ」を行う場合は、事前に許可申請が必要です。

森林または森林の周囲1キロメートルの範囲内にある原野、田畑、荒廃地その他の土地で、その土地にある立木竹や雑草等を焼却する場合には、事前に火入れの許可申請が必要です。

許可申請は、火入れを開始する日の10日前までに地域づくり推進課へ届出をしてください。また、火入れの際には周辺の家屋、山林、原野等に延焼し、火災が発生しないように消火に必要な人員と器具等を準備し、十分注意して行ってください。

伐採造林届の添付書類が義務化されます！！

森林の立木を伐採するときは伐採造林届の提出が必要です。

伐採造林届の添付書類について、森林法施行規則に基づく、統一的な運用に見直されます。

4月1日から届出者の本人確認書類、森林の土地所有者がわかる書類などの添付が義務となりますので、伐採造林届を提出する場合には、必ず添付をお願いします。

詳細は、下市町のホームページまたは下記お問合せ先までご連絡ください。

申込・問合せ 地域づくり推進課 IP 68-9070 (直通)

第一次接触者（地域まるごと見守り）研修会開催 ～何かいつもと違うなあ、変だなあと気づいていただいたら～

高齢者をはじめ多世代において困りごとが複雑多様化している中で、困りごとを抱える住民をだれひとり取り残さず支えていく地域づくりが必要であり、家庭などで抱える困りごとを周囲が早期に発見し、適切な支援につなぐまちづくりを一層強化するため、町と県が共催で、2月16日に下市観光文化センターで研修会を開催しました。

研修会には、地域の実情を一番よく熟知されている区長、民生児童委員、高齢者いきいきサロン・100歳体操代表者など約150名が参加されました。

県地域包括ケア推進室の安田室長が「家庭の中での見守る力が小さくなり、地域の力が必要になる」と地域の役割を指摘し、一つの世帯が認知症や生活困窮、引きこもりなど複数の困りごとを抱える事例を紹介しながら、気づきのポイントや相談を受けたときの対応等について話をされました。



下市町保健センターからのお知らせ

場所／下市町保健センター

事業名	日	時	対象者・内容等
麻疹・風疹 (MR) II期 予 防 接 種	4月21日(金)	午後1時45分～	【II期】 平成29年4月2日～平成30年4月1日生
幼 児 健 診	4月25日(火)	午後1時～ 詳細な時間は個別で案内します	【1歳6か月児】 令和3年9月1日～令和3年11月30日生
		午後1時15分～ 詳細な時間は個別で案内します	【3歳児】 令和元年9月1日～令和元年11月30日生
日本脳炎初回予防接種	4月26日(水)	午後1時45分～	【初回1回目】 平成31年4月2日～令和2年4月1日生

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、事業を延期・中止させていただく場合があります。
延期・中止の際はしもいちテレビ・下市町公式LINEで周知いたします。

問合せ 健康福祉課 保健予防係 IP 68-9065 (直通)

定期児童相談

子どもさんの成長、発達、行動、しつけなどのさまざまな問題や心配ごと等、あなたが抱えている疑問や悩みについて、どうぞお気軽にご相談ください。事前予約が必要です。

年 間 予 定 令和5年5月12日(金)、7月14日(金)、9月8日(金)、11月10日(金)、
令和6年1月12日(金)、3月8日(金)

時 間 午前10時30分～午後4時

場 所 下市町保健センター 2階研修室

申込・問合せ ※事前に電話予約をお願いします。

奈良県高田こども家庭センター ☎ 0745-22-6079

近畿日本鉄道株式会社 精神障害者割引の導入について

近畿日本鉄道株式会社では、4月1日の運賃改定に合わせ、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象とした運賃割引を下記のとおり実施します。

適用開始日 4月1日発売分より

対象路線 索道線を除く近鉄線全線（鉄軌道線および鋼索線）

対象者 精神障害者保健福祉手帳をお持ちのご本人とその介護者

手帳の等級	介護者有無	乗車券の種類	その他の条件等	割引率
1級	介護者なし (ご本人単独)	普通券	101キロ以上旅行の時に限り割引	5割引
	介護者あり	普通券	ご本人・介護者とも割引	
		回数券	ご本人・介護者とも割引	
		定期券	ご本人・介護者とも割引 ※1, 2	
2級	介護者なし (ご本人単独)	普通券	101キロ以上旅行の時に限り割引	5割引
3級	介護者あり	定期券	介護者のみ割引 ※2 (ご本人が小児の場合に限り発売)	

・10円未満の端数は切り上げます。

・1km未満の端数は1kmに切り上げます。

※1 ご本人が小児の場合は、介護者のみ割引を適用し発売します。

※2 介護者が購入できる定期券は、通勤定期券に限ります。

販売箇所 自動券売機および定期券・特急券販売窓口

- ・販売の際は精神障害者保健福祉手帳と手帳の等級記載欄を確認させていただきます。
- ・紙様式、カード様式の手帳のほか、株式会社ミライロのアプリ「ミライロID（画面）」の提示による確認も可能です。

制度の詳細については、近畿日本鉄道のホームページをご覧ください。

問合せ 健康福祉課 IP 68-9064（直通）

4月17日(月)は福祉なんでも相談会です



福祉なんでも相談会って？

子どもから大人、高齢者や障害者、子育て中の方など暮らしの中の様々な悩みや困りごとの相談に精神保健福祉士が応じます。お気軽にご相談ください。 ※相談は無料、個人情報は厳守します。



困った！

- ・子育てで悩んでいるが誰に話せばいいかわからない。
 - ・気持ちが落ち着かず、とにかく話を聞いてほしい。
- 自分自身やご家族のこと、ご近所のことでも構いません。



健康福祉課にお気軽にお電話ください。
IP 68-9064（直通）

精神保健福祉士が以下の日程で対面、または電話でお話をお聴きし、解決できる方法を一緒に考えます。匿名の相談でも構いません。

日時 4月17日(月) 午前9時～午後5時《予約制》

場所 役場1階 相談室

※電話でのご相談もお受けします。

その他 電話で予約をお願いします。

予約の際に時間の調整をさせていただきます。

予約・問合せ 健康福祉課 IP 68-9064（直通）



町営住宅入居者募集



下記のとおり町営住宅の入居募集をします。申込書ほか案内書類（間取図等）は4月4日（火）より建設課にて配布します。関係書類をご準備のうえ、期日までにお申し込みください。

団地名	型式	戸数	家賃（月額）			
青空 団地	3DK	1戸 (4F)	① 20,800円 ⑤ 35,400円	② 24,000円 ⑥ 40,900円	③ 27,500円 ⑦ 47,900円	④ 31,000円
小西 団地	3DK	1戸 (3F)	① 12,300円 ⑤ 20,900円	② 14,200円 ⑥ 24,100円	③ 16,200円 ⑦ 28,300円	④ 18,300円

★家賃は、基準月収額に応じて7段階となります。

- ① 0円～104,000円
- ② 104,001円～123,000円
- ③ 123,001円～139,000円
- ④ 139,001円～158,000円
- ⑤ 158,001円～186,000円
- ⑥ 186,001円～214,000円
- ⑦ 214,001円～259,000円

※基準月収額が259,000円を超える方は申し込みできません。

申込受付期間

4月5日（水）～13日（木）※土・日を除く
午前8時30分～午後5時15分

入居予定日

6月上旬以降

申請書類

入居申込書（建設課にあります）・住民票謄本（家族全員のもの）・納税証明書・所得証明書（申請者及び同居予定者の所得のある方すべて）・現住所付近の略図

申込・問合せ 建設課 IP 68-9067（直通）

ご相談・資産承継など無料相談受付中 是非ご相談ください

今、始めたい

何から始めていいのかわからない
スムーズに資産を引き継いでもらいたい

将来への備え

家族に負担を掛けたくない
相続争いを防ぎたい

自分の将来に

老後の生活が不安・・・
将来への準備ってどんなこと？

相続や資産承継に関して、このような悩みをどこに相談すればいいかわからないという声が多く聞かれます。

このたび、南都銀行と下市町との包括連携協定に基づき、相続や資産承継に関する相談を受け付けています。

是非、お気軽にご相談ください！！

■場所 南都銀行 大淀支店・下市支店・黒滝支店（共同店舗）

■対象者 南都銀行でのお取引の有無に関わらず、どなたでもご利用いただけます。

※なお、無料相談をご希望のお客さまは、お電話もしくは南都銀行ホームページからのWEB予約をお願いします。

《ご予約、お問い合わせ》

○南都銀行 大淀支店・下市支店・黒滝支店（共同店舗）

☎0747-52-2581（平日9時～17時）

ホームページ⇒<https://www.nantobank.co.jp/>



令和5年度 狂犬病予防注射と犬の登録のお知らせ

狂犬病予防注射を実施します。犬を十分にしつけできる方がお近くの会場へ犬を連れてきてください。

実施日	時間	実施場所
4月20日 (木)	午前 9時50分～10時05分	立石区民センター前
	午前10時20分～10時30分	下市温泉秋津荘駐車場
	午前10時45分～11時00分	下市町交流センター(ごんたくんの家)駐車場
	午前11時10分～11時30分	下市観光文化センター駐車場
	午後 1時30分～ 1時45分	丹生支所前
	午後 2時00分～ 2時10分	広橋会館前
4月21日 (金)	午前10時00分～10時15分	栃原地区農村集落センター前
	午前10時30分～10時40分	平原集荷センター前
	午前10時55分～11時05分	梨子堂会館前
	午前11時30分～11時45分	本町防災倉庫前
	午後 1時30分～ 1時40分	下市町コミュニティセンター(阿知賀)駐車場
	午後 1時50分～ 2時10分	吉野保健所駐車場

持ち物

- ①注射費用3,400円(おつりのいらぬよう準備してください)
- ②通知はがき(飼い主の方へ3月中に郵送予定)

犬の登録

犬の登録は狂犬病予防法で義務づけられています。未登録の飼い主の方は登録をしてください。注射実施会場でも受け付けします(紫水苑で随時受付可)。登録費用3,000円。

犬の死亡・飼い主の変更や住所変更の場合、届け出が必要です。(紫水苑で随時受付可)

問合せ 生活環境課(紫水苑) ☎ 52-5901(直通)

奈良県立大淀養護学校 保護者説明会・体験学習

大淀養護学校では、知的障害のある幼児の保護者や、児童と保護者等に対して、本校の教育についての理解と認識を深めていただくために、説明会等を次のとおり行います。

<小学部>

①就学説明会

対象 令和6年4月に小学生となる知的障害のある幼児の保護者

日時 5月12日(金)・16日(火)

午前10時～11時30分

②就学相談(個別体験学習)

日時 5月29日(月)～12月中旬

午前10時～11時30分

<中学部>

③第1回体験学習

対象 知的障害のある小学6年生とその保護者、小学校の教員ほか

日時 6月12日(月)～7月6日(木)

午前10時30分～正午

<教育相談>

お子様の日常生活指導・教科指導等特別支援教育についての相談等がありましたら、ご利用ください。事前にお申し込みが必要です。日程や時間を調整させていただきます。

問合せ 奈良県立大淀養護学校

☎ 0747-52-7655

Mail:oyodoyougo@nps.ed.jp

明日香養護学校 教育相談・学校見学会・第1回体験学習

①教育相談

日時 事前にお電話でお申し込みください。

相談日はご希望により調整させていただきます。(土・日・祝日は除く)

内容 ・肢体不自由を有する幼児児童生徒の就学や在宅訪問教育について、及び病弱教育対象の生徒の進学に関する相談について
・学校生活上の指導・支援について

②学校見学会

日時 5月末～6月上旬

(詳細は決まり次第HPに掲載します。)

内容 本校(病弱教育部門・肢体不自由教育部門)の概要説明、また児童生徒が授業を受けている様子を見学していただきます。

③第1回体験学習

対象 肢体不自由を有する年長児、小学6年生、中学3年生とその保護者、担任病弱教育対象の中学3年生とその保護者、担任

日時 肢体不自由教育部門

小学部 6月14日(水)13時20分～16時

中学部 6月21日(水)13時20分～16時

高等部 6月28日(水)13時20分～16時

病弱教育部門

高等部 6月28日(水)13時20分～16時

問合せ・申込み 奈良県立明日香養護学校

☎ 0744-54-3380

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、実施方法や開催日を変更する場合がございます。ご理解ご協力をお願いいたします。

下市町空き家活用推進事業補助金

町内の空き家を有効活用し、移住・定住を希望される方へ情報提供を行う「下市町空き家バンク」を運営しており、空き家の家財道具等の整理に係る経費に対し、補助を行います



【主な内容】

空き家の家財道具等の整理に直接要する経費を30万円を上限に補助します。

【交付対象者】

空き家バンクに登録されている物件の所有者

受付予定期間 令和5年4月3日～

応募予定件数 5件程度

担当課：地域づくり推進課

下市町定住促進空き家改修事業補助金

下市町空き家バンクに登録された物件の改修に要した費用の一部を補助します。



【主な内容】

売買契約または賃貸借契約締結後1年以内に、下市町内の施工業者に依頼して実施した改修工事に対して補助を行います。

補助金の金額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、50万円を限度とします。

ただし、補助金の交付は1件の空き家につき、所有者または利用者のいずれか1名とします。

【交付対象者 次の①～④の要件をすべて満たす方】

①物件の所有者は、当該空き家を利用者に5年以上使用させる意思を有していること

②利用者は、当該空き家に5年以上居住する意思を有し、世帯構成員全員が当該空き家所在地において住民基本台帳に記載され、自治会に加入し、自治会活動等に積極的に参加すること

③年度内に工事を完了できること

④町税滞納者、暴力団排除条例に該当する者等でないこと。

受付予定期間 令和5年4月3日～

応募予定件数 4件程度

担当課：地域づくり推進課

下市町ブロック塀等撤去事業補助制度

道路(私道等を除く)に面している倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去に対し、補助金の交付を行います



除却

【補助交付額】

①ブロック塀等の撤去に要する経費(撤去したブロック塀等の処分要する経費を含む。)とし、見付面積1平方メートルにつき1万円を限度とする。

②補助金の金額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、10万円を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

③補助金の交付は、1つの敷地につき、1回限りとする。

※令和5年12月末日までに工事を完了し、必要書類の提出が必要です。

【交付対象者 次の①～④の要件を全て満たす方】

①ブロック塀、または、その他の組積造の塀であること。

(※門柱及び万年塀、土塀は対象外)

②対象者はブロック塀の所有者又は管理者であること

③建築基準法第42条に規定する道路(※私道、里道は対象外)に面していること

④ブロック塀等の倒壊による危険性回避を目的として実施するブロック塀等の解体工事であること

受付予定期間 令和5年7月3日～10月31日

応募予定件数 3件程度(先着順)

担当課：建設課

若者定住集合住宅支援事業補助金

新築民間賃貸集合住宅に若者世帯が入居した場合に補助します



【主な内容】

A：賃借人補助(借り方への補助)

新築以降の4月1日から1～5年まで毎月1万円、6～10年まで毎月5,000円

B：賃貸人補助(貸す方への補助)

若者世帯賃借人の入居戸数毎に毎月5,000円、新築以降の4月1日から10年間

【交付対象者】

A：賃借人補助(借り方への補助)

次の①～③の要件を全て満たす方

①新たに若者定住集合住宅(令和元年度以降に新築された町内の民間賃貸集合住宅の内、住宅新築者の申請により町の認定を受けた住宅)の賃貸借契約を締結し、当該住宅の所在地において賃借人及びその世帯構成員が町の住民基本台帳に記載され、現に居住する若者世帯(世帯主又はその配偶者が18歳以上45歳未満の2人以上の世帯)

②自治会活動等に積極的に参加する方、定住する意思のある方

③その他の公的制度による補助交付者、町税滞納者、暴力団排除条例に該当する方でないこと

B：賃貸人補助(貸す方への補助)

若者定住集合住宅の賃貸人等

担当課：地域づくり推進課

空き家再生等推進事業(除却)補助金

空家(不良住宅)等の除却費用の一部を補助します



【主な内容】

補助対象経費は、補助対象建築物の除却に要する経費とし、50万円を上限に補助します

【交付対象者 次の①～⑥の要件を全て満たす方】

①町内にある不良住宅(住宅地区改良法施行規則に定める住宅の不良度の測定基準に掲げる評定項目の評点の合計が100以上の建築物)の認定を受けた住宅

②補助対象建築物のある自治会への報告を行う

③除却工事は建設業法等の許可を受けた業者が行う

④空家であり、共有者等いれば全権利者からの同意を得ている

⑤町税滞納者、公共工事の補償対象、暴力団排除条例に該当する方でないこと

⑥年度内に工事を完了出来ること

※原則11月半ばまでに除却工事を始めること

応募予定件数 10件程度(先着順)

担当課：総務課

空き家再生等推進事業(応急措置)補助金

【主な内容】

空き家の老朽化等により、地域の住民等に危害を及ぼす等の危険な状態を回避するために行う措置に要する経費の3分の1を10万円を上限として補助します。

【交付対象者 次の①～⑤の要件を全て満たす方】

①町内にある空き家の所有者またはその相続人等(共有者等)いれば全権利者から同意を得ていること

②近隣住民への報告を行う

③施工工事は、法人または個人事業主が行う

④町税滞納者、公共工事の補償対象、暴力団排除条例に該当する方でないこと

⑤年度内に工事を完了出来ること

受付締切 令和6年2月29日

応募予定件数 3件程度

担当課：総務課

～住環境支援 各種補助金ご紹介～

下市町で家を建てる 改修する 貸すなど

補助金を受けるには、工事等の着手前に申請が必要です。

また、各補助金の交付対象者や内容には他にも要件等がありますので、必ず担当課までお問い合わせください。

☎52-0001(代表)

下市町住宅リフォーム助成事業補助金

下市町内で購入した木材を使用し、住宅リフォームを行った方に補助金の交付を行います



家を改修する

【主な内容】

- ①当該工事に使用した木材の購入額とし、最高限度額は20万円(町が行っている他の補助制度の対象部分を除く)
- ②補助金の交付は1回限り

【交付対象者 次の①～⑥の要件を全て満たす方】

- ①下市町に住所を有する方が、町内で自ら居住するための住宅等のリフォーム工事であること(独立した敷地にある店舗等は対象外)
- ②下市町内に本社を有する法人または下市町内に住所を有する個人の施工業者を利用して期間内に完了する工事であること
- ③下市町内の木材業者(製材所)で購入した木材(吉野郡内で生産または製材された木材)を使用したリフォーム工事であること
- ④建築基準法等の関係法令の基準を満たしていること
- ⑤同一世帯全員が町税等の滞納がないこと
- ⑥工事費が20万円以上であること(町が実施する他の補助制度の対象部分を除いた工事費)

受付予定期間 令和5年4月3日～令和6年1月12日

応募予定件数 6件程度(先着順)

担当課：建設課

既存木造住宅耐震改修工事補助金交付事業

下市町内で住宅の耐震に要した費用の一部を補助



【主な内容】

- ①工事前の構造評点1.0未満のものを構造評点1.0以上の数値にする改修工事又は、工事前の構造評点0.7未満のものを構造評点0.7以上の数値にする改修工事
- ②補助対象住宅の耐震に要した費用が事業対象建築物一棟あたりの補助金の金額は、50万円以上の耐震改修工事に要した費用に100分の23を乗じた金額(千円未満の端数があるときは、その端数を切捨てるものとする。)但し、その額が20万円未満のときは20万円とし、50万円を超えるときは50万円を限度とする。

【交付対象者 次の①～⑤の要件を全て満たす方】

- ①町内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組工法の木造住宅(柱・梁・筋交いなどで軸組を形成するもの)
- ②延べ面積が250㎡以下かつ、地階を除く階数が2以下
- ③店舗等の併用住宅の場合は、店舗などの部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満
- ④町が実施する木造住宅の耐震診断または町が実施する耐震診断方法と同等以上の効力を有すると認められる耐震診断により、診断結果が1.0未満と診断された住宅
- ⑤対象者は、耐震診断対象住宅の所有者であること。

受付予定期間 令和5年7月3日～10月31日

応募予定件数 1件程度(先着順)

担当課：建設課

既存木造住宅耐震診断支援事業

町が奈良県木造住宅耐震診断員を対象住宅へ派遣して、耐震診断を実施します。



【主な内容】

- ①所有者からの申請を受け、町が奈良県木造住宅耐震診断員を対象住宅へ派遣して、耐震診断を実施します。耐震診断終了後、耐震診断の結果などを申請者に報告します。
- ②診断費用 無料(町が診断費用[5万円]を負担します)

【交付対象者 次の①～④の要件を全て満たす方】

- ①町内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組工法の木造住宅(柱・梁・筋交いなどで軸組を形成するもの)
- ②延べ面積が250㎡以下かつ、地階を除く階数が2以下
- ③店舗等の併用住宅の場合は、店舗などの部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満
- ④対象者は、耐震診断対象住宅の所有者であること

受付予定期間 令和5年7月3日～10月31日

応募予定件数 2件程度(先着順)

担当課：建設課

定住促進住宅新築補助金

若者世帯が下市町内で新築する住宅建設費の一部を補助します



家を建てる

【主な内容】

- ①次の①～③の要件を全て満たす場合は100万円
 - ①補助金の交付対象者が、下市町内で自ら居住するために新築する住宅
 - ②延床面積90平方メートル以上の専用住宅
 - ③建築基準法等の関係法令の基準等を満たしていること
その他かさ上げ：下市町内の業者での施工(10万円)
吉野材使用(10万円)
- #### 【交付対象者 次の①～④の要件を全て満たす方】
- ①世帯主又はその配偶者が18歳以上45歳未満の2人以上の世帯
 - ②住宅新築工事完了時に、当該住宅の所在地において住民基本台帳に記録され、引き続き10年を超えて居住することを宣誓する方
 - ③自治会活動等に積極的に参加する方
 - ④町税滞納者、公共工事等の移転補償での住宅建設、暴力団排除条例に該当する方等でないこと

受付予定期間 令和5年4月3日～(随時募集)

担当課：地域づくり推進課

下市温泉秋津荘・明水館・ごんた食堂 営業日のお知らせ

営業時間 午前11時～午後7時

(受付は午後6時30分まで)

ごんた食堂 (ラストオーダー 午後6時30分まで)

【平日】 ※毎週水曜日・金曜日の夕方は休業

午前11時30分～午後2時

午後4時30分～7時

【土・日・祝日】

午前11時30分～午後7時

※風呂の日には、お得な当日限定の日替わりメニュー

『風呂の日定食』がございます。

皆様のご来店お待ちしております！



※写真はイメージです



ごんたの湯
下市温泉秋津荘明水館

各種宴会を承っております。詳細は、ごんた食堂へ

4月の営業日カレンダー

※○印の日が休館日です。

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	③	④	5	6	7	8
9	⑩	11	12	13	14	15
16	⑬	18	19	20	21	22
23	⑳	㉑	㉒	27	28	29
30						

🌀今月の風呂の日は26日です

問合せ

下市温泉秋津荘・明水館

☎ 52-2619 (フロイク)

IP 68-9081

吉野三町無料法律相談

(奈良弁護士会所属弁護士による無料相談)

日 時 4月14日(金) 午後1時～4時

場 所 吉野町役場

予約・問合せ 吉野町役場 町民税務課

☎ 0746-32-3081 (直通)

中南和法律相談センター無料法律相談 (県内中南和各地で随時開催しています)

予約・問合せ 奈良弁護士会

中南和法律相談センター係

☎ 0742-22-2035

法テラス南和法律事務所

(常駐の弁護士が相談にあたります)

場 所 大淀町大字下淵68番地の4
やすらぎビル4階

問 合 せ ☎ 050-3383-0025

※無料になる場合があります。

まずは電話でお問い合わせを。

消費生活相談

日 時 毎週木曜日 午後1時～4時
開催日等は直接お問い合わせください。

場 所 川上村役場

問 合 せ 川上村役場 住民課

☎ 0746-52-0111 (代表)

農用地の除外申請について

農業振興地域内の農用地を農地以外の用途に使用するには除外申請が必要です。

除外の手続きには約6か月を要し、その後も農業委員会に対し農地転用の申請が必要となります。対象の農地についてはお問い合わせください。

※申請の受付は4月28日(金)まで

申込・問合せ 地域づくり推進課

IP 68-9070 (直通)

固定資産縦覧帳簿等の縦覧について

令和5年度の固定資産税の算定の基礎となる固定資産縦覧帳簿等(令和5年1月1日現在)の縦覧を行います。

期 間 4月3日(月)～5月31日(水)

※土・日・祝日等の閉庁日は除く

時 間 午前8時30分～午後5時15分

場 所 税務課

※縦覧等を希望される方は、本人確認のため納税者であることを確認できる書類(納税通知書または公的機関発行の証明書等、運転免許証、健康保険証等)の提示をお願いします。代理人の場合は、委任状が必要です。

問 合 せ 税務課 IP 68-9066 (直通)

社協だより

いつも善意銀行に預託をいただき、ありがとうございます。
2月16日～3月15日の期間に、次の皆様から預託をいただきました。

- ・ 供養として
菊本 明和(山崎) 3万円
枘井 豊弘(阿知賀) 3万円
- ・ 受章内祝
北 延博(善城) 3万円

(敬称略)



相談内容	場所	相談日	時間
行政・人権・心配ごと相談 行政相談員・人権擁護委員 民生児童委員が相談を受けます。 (電話相談も可)	下市町交流センター (ごんたくんの家) ☎52-6125	4月6日(木)	午後1時
人権・心配ごと相談 人権擁護委員・民生児童委員が 相談を受けます。 (電話相談も可)	下市町交流センター (ごんたくんの家) ☎52-6125	4月20日(木)	3時
		5月18日(木)	

下市消防署からのお知らせ

林野火災の防止

この時期は空気が乾燥し火災が発生しやすい季節です。また、ハイキング・山菜取り等で入山者が多く、特に林野での火災が多発する季節でもあります。

このような林野での火災予防のため、次のことに十分注意しましょう。
・木の枝や枯れ草等をやむを得ず焼却する時は、周囲への延焼に十分注意するとともに、水バケツ等の消火の準備をすること。
・火気使用中はその場を離れず、終了後は完全に消火する。
・強風時や乾燥注意報発令中には、たき火、枯れ草等の焼却を行わない。
・山林に火入れをする時は、必ず下市町長の許可を受けること。
・森林の近くでタバコは極力吸わない、また吸殻は確実に消して、投げ捨てない。
・火遊びは絶対しない、させない。

てんいち先生

毎月11日は人権を確かめあう日

11

11

2023年4月
毎月11日は「人権を確かめあう日」が35年になります!

図書館だより

おはなし会
4月22日(土)
午後2時～
場所：えほんコーナー

下市町のホームページから蔵書の検索、予約が可能ですのでぜひご利用ください。

下市観光文化センター2F
下市町立図書館

☎52-11711
IP688-9080

4月の休館日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

- ★○印が休館日です
- ★開館時間 木曜日～月曜日
午前9時～午後5時
- ★開館時間以外は、玄関脇の返却BOXへお返しく下さい。(DVD・ビデオテープを除く)



岩井俊憲
小学館クリエイティブ

★娘が理解できません

アドラー心理学の第一人者が、大人になった娘との関係に行き詰まりを感じている母親に贈る処方せん。母と娘に距離ができてしまう理由や、こじれた母娘の心理などについて解説し、母親がいまからできることを紹介します。

広報しもいちをもっと身近に

スマートフォンやパソコンなどでいつでもどこでも簡単に、「広報しもいち」を読むことができるように「マチイロ」「マイ広報紙」で配信を行っています。どうぞご利用ください。

スマホアプリで広報紙を読む



マチイロ

マチを好きになるアプリ

パソコン・スマホで広報紙を読む



マイ広報紙

問合せ 総務課 ☎ 52-0001 (代表)

#しもいち散歩 | 下市町 Instagram

下市町のインスタグラム「しもいち散歩」で素敵なまちの様子を投稿しています。

ぜひフォローをお願いします！



下市町立図書館 新着図書リスト

夫婦のトリセツ 決定版	黒川伊保子
人体の超基本	工藤孝文/監修
ホットケーキミックスの絶品おやつ	ムラヨシマサユキ 他
ファーストペンギン	坪内知佳
一睡の夢	伊藤潤
罪の境界	薬丸岳
荒ぶるや	佐伯泰英
根深汁	岡本さとる
くまの子ウーフのたからもの	神沢利子
ピカチュウとよるのたんけん	まつおりかこ
アントンせんせい こまったときはおたがいさま	西村敏雄
コールテンくんのポケット	ドン・フリーマン
いきもののお話 25	山下美樹
ロボットの技術	日本ロボット学会 / 監修
数は無限の名探偵	はやみねかおる 他
怪盗レッド 22	秋木真



のう
け

令和5年3月1日現在

人口	4,707人 (-29)
男	2,213人 (-16)
女	2,494人 (-13)
世帯数	2,315世帯 (-14)
	()内は前月比
出生	1人 死亡 16人
転入	4人 転出 18人

古美術 中田 古物許可証番号 第641070000143号



押し入れに眠っている
箱入りの
贈答品・ギフト
ありませんか？
買い取ります

湯呑・茶碗・コーヒーカップ
タオル・花瓶・小皿・酒器など

ご自宅へ引き取りに伺います
生前整理も承ります

☎ 090-9981-9488 中田 圭伊子 〒638-0041 下市町下市347-1